

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて令和六年六月二十一日から同年十月二十一日までに奈良県産業部経営支援課に到着するように提出してください。

令和六年六月二十一日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 DCM富雄南店、ボトルワールドOK富雄中町IC店

所在地 奈良市石木町七七番地

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後八時

（変更後）開店時刻 午前六時三十分 閉店時刻 午後九時三十分

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前六時三十分から午後八時三十分まで

（変更後）午前六時から午後十時まで

三 変更年月日

令和六年六月一日

四 届出年月日

令和六年五月三十一日

五 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

六 縦覧期間

令和六年六月二十一日から同年十月二十一日まで。ただし、奈良県の休日を含め、奈良県産物部経営支援課（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで